



第3次国分寺市男女平等推進行動計画

第3次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

第2次国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

国分寺市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画

概要版

令和7年3月

国分寺市



計画策定の趣旨

計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の位置付け

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の目標1と目標2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の目標5(1)～(5)を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。また、本計画の目標5(6)及び(7)を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条の3に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。
- (5) SDGs(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」社会の実現を意識し、SDGsの要素を本計画に反映します。



計画の性格

- (1) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「第2次国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「第2次国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、令和5年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民調査」の結果、市民ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画の推進

(1) 推進体制

○国分寺市男女平等推進委員会

男女平等推進施策にかかわる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民的地見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。

○国分寺市男女平等推進協議会

全庁にわたる横断的な推進体制として、男女平等推進施策の推進と調整を行います。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等が様々な分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 行動計画の効果的な進行管理

○年次報告書の作成・公表

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

○成果目標の設定

具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

配慮すること

セクシュアル・マイノリティ当事者であることを理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第３条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (１) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (２) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (３) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (４) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (５) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

目指す姿

「国分寺市男女平等推進条例」第３条に規定する基本理念と、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」に沿って施策を推進するにあたり、国分寺の目指す姿を次のとおり定めます。

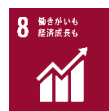
**すべての人の人権を尊重し
だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち**

計画の体系



計画の目標

目標1 だれもが働きやすい環境づくり

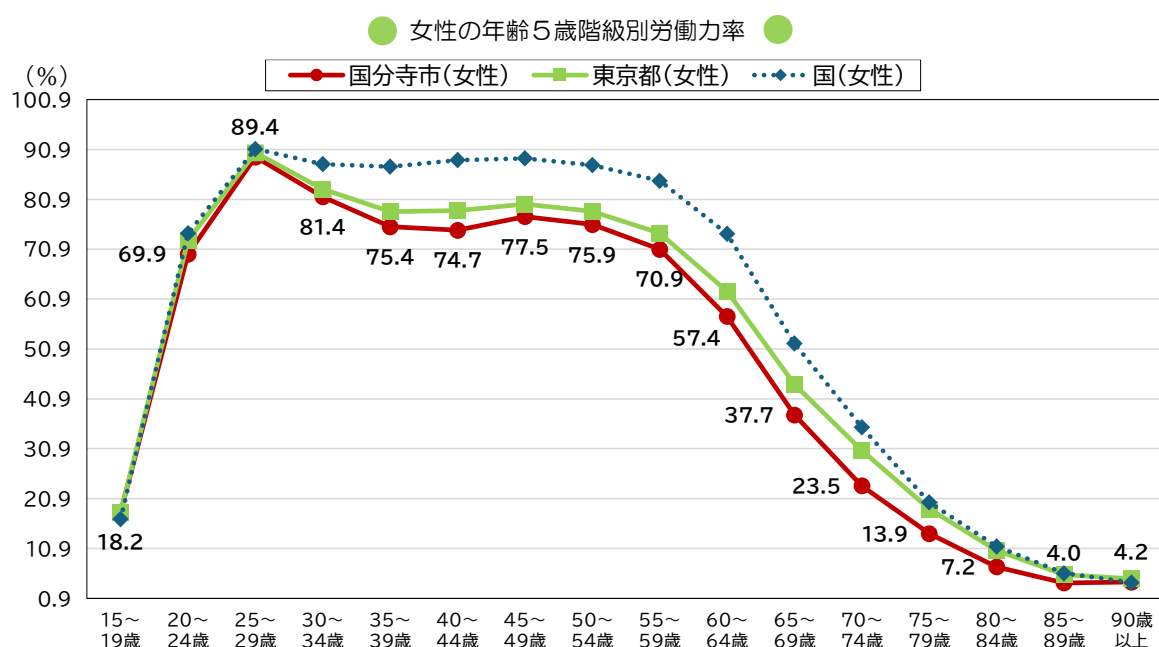


これまで日本企業で常態化してきた長時間労働、年功的処遇を前提とした働き方は、男性が子育て・家事・介護等にかかわる機会を奪い、一方で女性の家庭での役割を固定化し、出産・子育てを機に退職せざるを得ない状況や、家計補助的な短時間・非正規雇用での就労にとどまる要因となっています。

だれもが共に仕事・生活・地域活動のバランスをとりながら、その個性と能力を発揮して活躍するためには、男性中心型労働慣行を見直すことや家庭における負担を軽減するための支援が必要です。男女が互いに状況を理解し、責任を分かち合える社会が実現できるようワーク・ライフ・バランスに取り組みます。

施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 家事・育児・介護への参加促進
- (3) 就労における男女平等の推進



出典:令和4年国勢調査 ※表示している数値は国分寺市

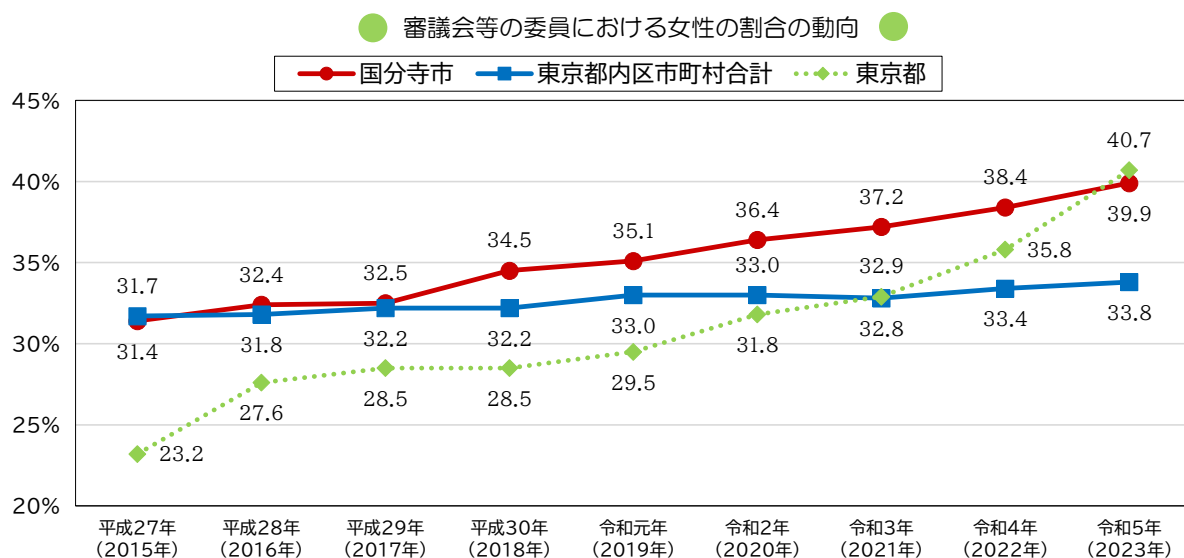
目標2 女性の活躍の場の拡大



女性が様々な場で活躍する社会の実現には、男女が性別による区別や制約なく活動し、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。育児・介護休業・休暇への理解促進、再就職への支援などを進めるとともに、事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があります。また、組織の政策や方針を決定する場で、より多くの女性が重要な役割を担っていくことも必要です。多様な価値を反映し、家庭に職場に地域にあらゆる場面において活躍できるよう、様々な分野での支援に取り組みます。

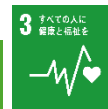
施策

- (1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の就業支援
- (3) 地域における男女共同参画
- (4) 生涯にわたる健康支援



出典:東京都生活文化スポーツ局「区市町村の男女平等参画推進状況」

目標3 男女平等意識の浸透

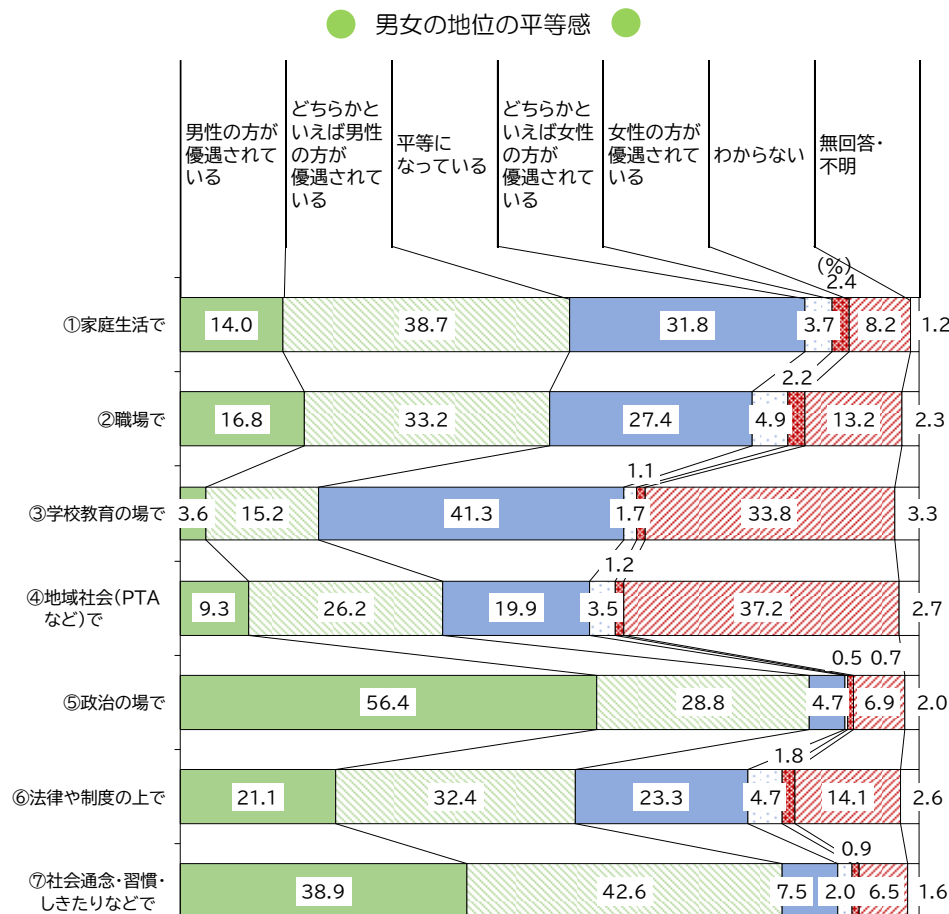


男女が共に活躍すること、性別に起因する暴力や人権侵害をなくすこと、どちらの実現にも、人々の意識の根底にある固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識を社会の中に浸透させることが不可欠です。一人一人が男女平等について学んでいくことも重要なことから、イベントや講演会など様々な機会を捉えて男女平等の意識づくりを推進します。

また、個人の考え方や意識の形成には家庭等の環境や受ける教育が大きくかかわっており、人格形成期の子どもたちの男女平等意識の教育は、重要な役割を担っています。教育に携わる者が男女平等の理念を理解し、一人一人が自立と思いやりの意識を育むことができるよう人権に関する教育を充実するとともに、性別による差別的な扱いを受けず、個人の意思や能力、適性により主体的に進路を選択することができるよう男女平等の視点を踏まえた教育・学習を推進します。

施策

- (1) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消
- (2) 男女の人権に配慮した表現の推進
- (3) たがいの性を尊重する意識の醸成
- (4) 学校における人権・男女平等教育の充実



出典:国分寺市男女平等に関する市民意識調査報告書

目標4 男女平等推進拠点の発展

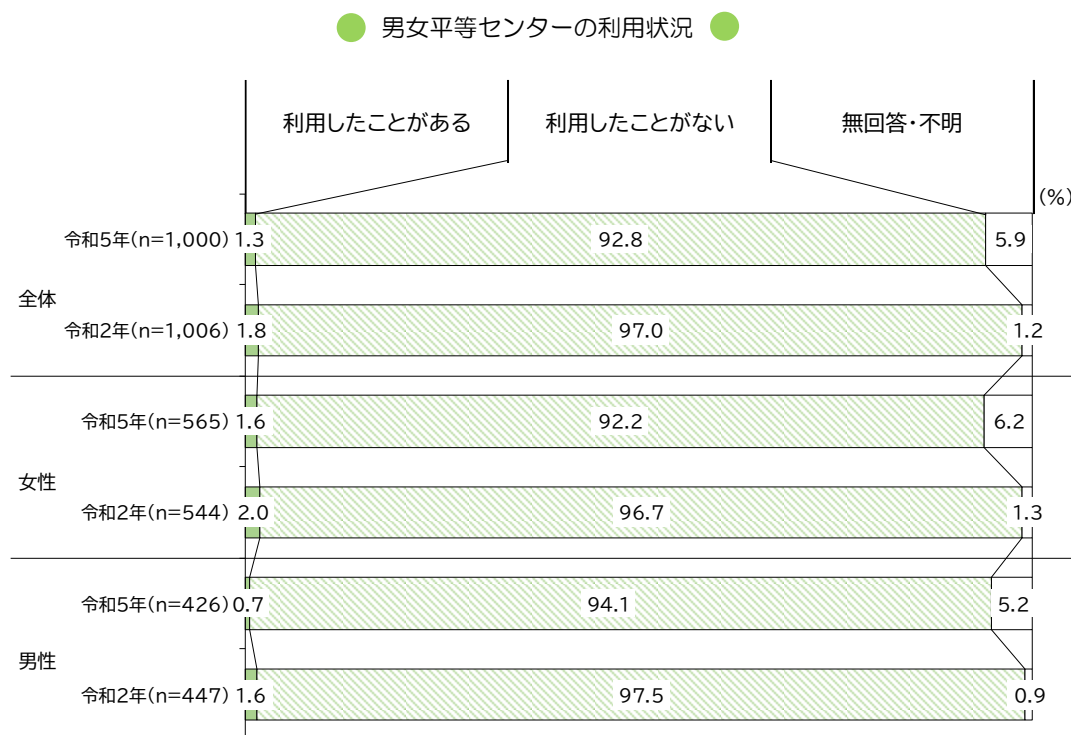


男女平等社会の実現には、法制度の整備と並んで、市民のジェンダーに基づく固定的な役割分担意識や性差別的な価値観を見直すことが重要な課題となります。また、講座・講演会などの学習機会の提供や広報・情報誌などを通じた情報発信等、広報・啓発活動をより多くの市民に届くよう、効果的な手法で進めていく必要があります。

男女平等推進の拠点であるセンターで、男女平等に関する学習や交流の機会、活動の場の提供を行い、周知を図るとともに、様々な機関や団体等と連携して男女平等に関する広報・啓発活動の更なる推進を目指します。

施策

- (1) 「男女平等推進センター」の活用促進
- (2) 様々な分野における男女平等の意識づくり
- (3) 男女平等事例の見える化



出典:国分寺市男女平等に関する市民意識調査報告書

目標5 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶



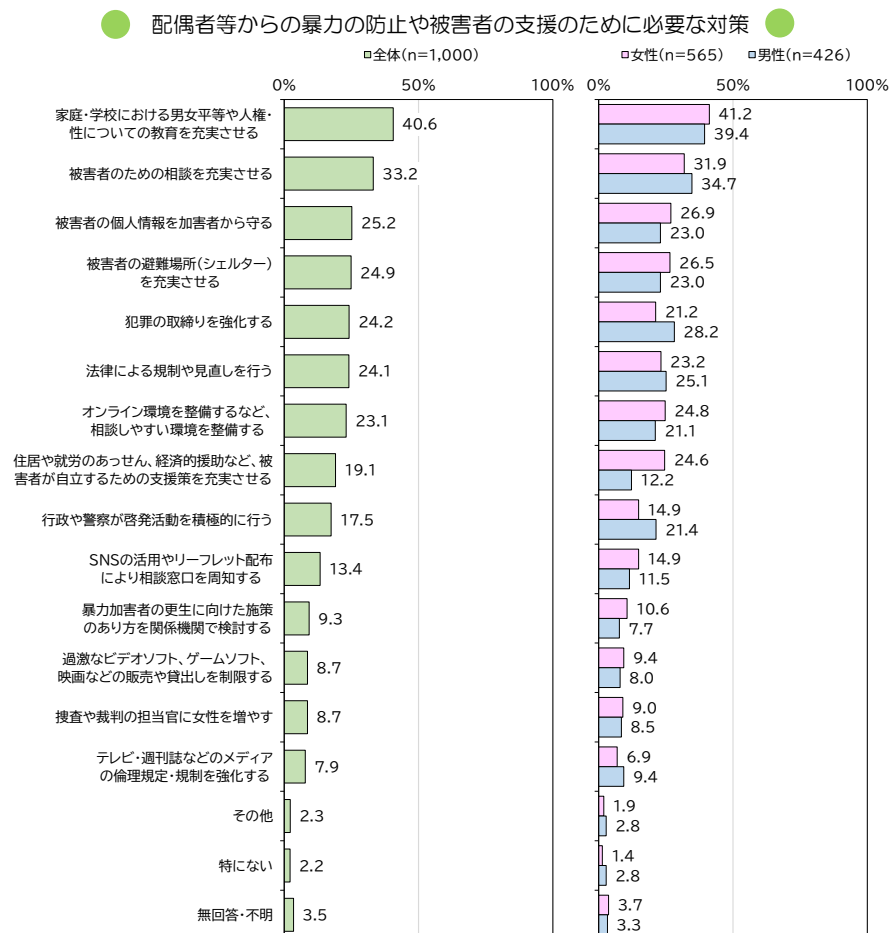
心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を発揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある異性間であっても、人権侵害であり犯罪行為です。

ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、被害者も加害者も生まないよう、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談の充実、被害者に対する支援を継続的に進めていきます。

生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の崩壊等、急速に女性をめぐる課題は複雑化・多様化・複合化しています。このような状況に適切に対応し、女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことができるよう、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の充実を図ります。

施策

- (1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化
- (2) DV予防のための取組推進
- (3) 被害者の安全確保と自立支援
- (4) 人権侵害を予防するための支援
- (5) 性犯罪被害者の支援
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援
- (7) 生活の安定と自立の促進



出典: 国分寺市男女平等に関する市民意識調査報告書

成果目標

目標	項目(データ出典)	現状	成果目標		【参考】 国目標 (期限)
			中間 (期限)	最終 (期限)	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	68.5% (令和5年度)	80% (令和10年度)	90% (令和14年度)	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 (国分寺市特定事業主行動計画)	58.8% (令和5年度)	1週間以上の取得率85% (令和7年度)	国分寺市特定事業主行動計画の目標値	1週間以上の取得率85% (令和7年)
	庁内の超過勤務の縮減 (国分寺市特定事業主行動計画)	年360時間以上の超過勤務者 36人 (令和5年度)	年360時間以上の超過勤務者0人 (令和7年度)	国分寺市特定事業主行動計画の目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	6.3% (令和5年度)	5% (令和10年度)	5% (令和14年度)	5% (令和7年)
2	審議会等委員に占める女性の割合 (人権平和課)	39.9% (令和5年度)	45% (令和10年度)	50% (令和14年度)	40%以上 60%以下 (令和7年)
	庁内の管理職(課長以上)に占める女性の割合 (国分寺市特定事業主行動計画)	20.6% (令和5年度)	32% (令和10年度)	36% (令和14年度)	36% (令和7年度末)
	庁内の係長職に占める女性の割合 (国分寺市特定事業主行動計画)	22.0% (令和5年度)	32% (令和10年度)	40% (令和14年度)	40% (令和7年度末)
	防災会議の委員に占める女性の割合 (防災安全課)	12.1% (令和5年度)	20% (令和10年度)	30% (令和14年度)	30% (令和7年)
	保育所待機児童数 (子ども若者計画課)	38人 (令和5年度)	解消 (令和10年度)	解消 (令和14年度)	解消 (令和6年度末)
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	92.4% (令和5年度)	95% (令和10年度)	98% (令和14年度)	—
4	「男女平等推進センター」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	24.2% (令和5年度)	40% (令和10年度)	60% (令和14年度)	—
5	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	平手で打つ 81.9% 足でける 88.9% (令和5年度)	100% (令和10年度)	100% (令和14年度)	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	67.8% (令和5年度)	100% (令和10年度)	100% (令和14年度)	—



第3次国分寺市男女平等推進行動計画

概要版

令和7年3月

国分寺市 市民生活部 人権平和課
〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号
電話：042-312-8693

